

山梨県私立幼稚園等緊急環境整備費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県私立幼稚園等緊急環境整備費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、幼児教育の質の向上のため環境の緊急整備を行うことにより、質の高い環境で、子どもを安心して育てることができる体制を整備することを目的とし、これに要する経費について予算の範囲内で補助する。

(定義)

第3条 この要綱において「私立幼稚園等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（学校法人の設置する幼稚園及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第15条に規定する社会福祉法人の設置する幼稚園に限る。）をいう。

(補助金の交付の対象)

第4条 この補助金は、安心こども基金管理運営要領（平成21年7月1日21文科初第6269号、雇児発0701第3号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知の別紙）に基づき私立幼稚園等の設置者が行う私立幼稚園等における別表に掲げる事業（以下「補助事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、別表の補助事業の区分ごとに、補助対象経費の実支出額（以下「補助対象額」という。）からその事業のための寄附金その他の収入を控除した額と、別表に定める補助基準額とを比較して少ない方の額に、別表に定める補助率を乗じて得た額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助金交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に係る書類等を添えて、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様

式第2号)を提出し、知事の承認を受けること。ただし、別表の補助事業の区分間において、補助対象額のいずれか低い額の20%以内を増減させる場合、又は、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助事業の区分ごとの補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。

(2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が当該年度内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(補助事業の遂行)

第8条 補助金の交付決定を受けた交付申請者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業を遂行するため契約を締結し、支払いを行う場合には、公正かつ最少の費用で最大の効果をあげるように経費の効率的使用に努めなければならない。

(事業遂行状況報告)

第9条 補助事業者は、事業の進捗状況について知事から指示があったときは、事業の遂行状況を記載した書面を速やかに知事に提出しなければならない。

(実績報告書の様式、提出期限)

第10条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第3号)に必要関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

第11条 補助金は、事業完了後、実績報告書に基づき補助金の額を確定し、交付する。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、請求書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第5号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 取得財産等については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもつ

て管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的な運用を図らなければならない。

- 4 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したときから財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第13条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

(その他必要な事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年12月15日から施行し、平成21年10月9日から適用する。
- 2 この要綱は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第4条及び第5条関係）

補助事業の区分		補助対象経費	補助基準額	補助率
1 遊具等環境整備		遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の教育の質の向上に必要な整備に要する経費（短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品を除く）	1園あたり 2,000千円	認定こども園を構成する幼稚園 1/2 上記以外の幼稚園 1/3
2 デジタルテレビ等整備	(1) デジタルテレビ	デジタルテレビ整備に係る経費（購入費、テレビ廃棄料、天吊り工事費）	1園あたり 245千円	1/2
	(2) アンテナ工事	アンテナ工事に係る経費	1園あたり 200千円	

注1) 補助基準額は、平成21年度及び平成22年度の2か年を通しての限度額である。

注2) 遊具等の整備に要する経費には、設置費用及び運搬費用を含む。

注3) デジタルテレビの購入費には、設置費用及び運搬費用を含む。

注4) デジタルテレビは、教育のために使用する地上デジタルテレビ放送視聴に必要な機器とする。